

最高指示！「企業事業単位操業再開時の感染症防止措置指南」公布

2月21日、中国国务院联防联控メカニズム（国务院に属する組織名）より「企業事業単位操業再開時の感染症防止措置指南」が公布された。従業員の健康モニタリング、職場の感染症防止、従業員の個人防護、異常発生時の処置など4つの方面から、企業および事業単位が順調に操業を再開し、確実に感染症防止措置を行うことに関する包括的なガイダンスを提供している。

【1.従業員の健康モニタリング】

（1）従業員の健康管理

- 各企業は従業員の所在・移動状況を確実に把握し、**現地の要求に従って区分**し、健康管理を行う
- 感染状況が深刻な地域から来た者に対し、**自宅隔離または集中隔離**を実施し、**医学観察**を行う
- 隔離期間中または従業員寮に住んでいる従業員に対し、**毎日2回の体温測定**を行う。
- 欠勤者などの健康状況について、**タイムリー**に把握する

（2）健康状況報告の実行

- 各企業は発症の疑いがある従業員に関する報告を受ける為の専用ホットラインを設置しなければならない。従業員が発熱、または呼吸器の症状が現れた場合、直ちに会社へ報告する。
- **毎日従業員の健康状況をまとめ**、現地の疾病コントロール部門に報告する。異常を発見した場合、速やかに報告し、防止抑制措置を実行する。

【2.職場の感染症防止】

（1）加强进出人员登记管理

- 各企業は専任者を配置し、**会社および従業員寮に入りする全ての通路**を厳格に管理する
- 指紋認証システムを使用する企業は、一時的に停止し、他の方法で入退構者を登録する。
- 従業員が職場や工場に入る際に、入口で**体温を測定**し、正常の場合のみ入構できる。
- 外部人員の入構を極力減らす。業務の為にやむを得ず入構する必要がある場合、体温測定、**来源地・勤務先・感染症発生地域の者との接触状況**などを確認し、要求に適合している場合のみ入構可能とする。

（2）職場の換気

- 各企業は条件の許す限り**自然換気を優先**し、室温が下がる場合は、従業員に着衣を増やし保温するように注意する。
- 空調設備を使用する場合、給気の安全性を十分に確保し、**室外に直接排気**する。空調設備を使用しない場合は**機械換気のダクトを閉鎖**する。

（3）手洗いなどの施設の正常運営の確保

- 作業場には手洗い設備を設置し、手洗い、シャワー施設の正常運営を維持しなければならない。
- 手洗い設備がない場合は、**手洗い不要の消毒用品を現場に設置**する。

（4）職場および生活場所の清掃消毒

- 職場、食堂、エレベーター、トイレ、手洗い場、通勤バスなどの共用エリア及び関連物品は専任者により定期的に消毒しなければならない。
- エレベーターのボタン、ドアノブなどのよく触れる場所に対し、消毒回数を増やす。

（5）従業員の集団活動の削減

- 通路、エレベーター、階段、喫煙エリアを利用する時に、順番を守って列に並び、適切な間隔を保ち、喫煙時には他人と話さないように従業員に指導する。
- 会議の開催をなるべく控える。開催が必要な場合は時間を短縮し、必要最低限の人数に抑えて会議室内の換気を確保する。**テレビ会議や電話会議**を推奨する。
- 従業員寮は原則**1部屋最大6名まで、一人あたりの面積は2.5平方メートル以上**とする。
- 状況に応じて、時間差通勤、フレックスタイム制や在宅勤務の方法を講じる。

(6) 従業員の食事の管理強化

- ❑ 食堂の食事提供時間を適切に調整し、**ピークをずらして食事**をする。
- ❑ できるだけ各自弁当箱を使用し、分散して食事をする。
- ❑ 繰り返し使用する食器の洗浄消毒を強化し、洗浄消毒条件を十分に備えていない企業は使い捨ての食器を使用する。
- ❑ 食事の際は**向かい合って座ることを避け**、食事中は**話をしない**。

(7) 医療サービスの提供

- ❑ 医務室を設置した企業は必要な薬品と防護物資を調達し、疾病コントロール部門の規範に合わせて隔離観察と追跡管理を行う。
- ❑ 医務室を設置していない企業は近くの医療機関と連携を取り、従業員が適時に救急や医療サービスを受けられるようにしなければならない。
- ❑ 従業員の精神的健康に注意を配り、タイムリーに精神的ストレスを解消する。

(8) ゴミ収集処理の規範化

- ❑ 共用エリアに**マスク専用の回収箱を設置**する。
- ❑ ゴミ箱の清掃を強化し、定期的に消毒する。
- ❑ ゴミの分別管理を強化し、適時に収集・運搬する。

【3.従業員の個人防護】

(1) 感染症防止の広報教育の強化

- ❑ 各種方法で操業再開後の感染症防止知識の周知徹底を強化し、従業員に感染症防止と治療に関する知識を十分に理解させる。防護のポイントの把握、防護意識の強化、防止コントロール業務への協力を求める。

(2) 個人防護要求の徹底

- ❑ 従業員は**必要のない外出を控え**、**人が集まる場所（特に換気の悪い場所）**に行かない。
- ❑ 人が集まる場所では、「**新型コロナウイルス感染防止のマスクの選択と使用技術ガイド**」※の要求に従い、マスクなどの防護用品を適切に着用する。（※「**新型コロナウイルス感染防止のマスクの選択と使用技術ガイド**」はこちらをご参照：http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/05/content_5474774.htm）
- ❑ こまめに手を洗う習慣を身につけ、くしゃみや咳をする時にティッシュ、ハンカチ、袖などで遮る。
- ❑ 適切な食事、運動、規則正しい生活など健康的な生活スタイルを指導する。

【4.異常発生時の処置】

(1) 企業の感染症防止抑制責任の明確化

- ❑ 各企業の主要責任者は感染症防止抑制の第一責任者であり、企業内部の感染症防止抑制の組織体制を確立し、感染症防止抑制の処置と応急措置の流れを明確にし、防止抑制の責任を各部署と個人に徹底する。

(2) 隔離エリアの設置

- ❑ 従業員に疑似感染症状が発生した場合、直ちに隔離エリアに移し、一時的に隔離する。
- ❑ また**現地の疾病コントロール部門に報告**し、関連規定に従い、近くの医療機関に移送し、診療を受ける手配を行う。

(3) 接触エリアの封鎖および消毒

- ❑ 感染の疑いがある従業員が発見された場合、その従業員が所属している**職場や従業員寮を直ちに隔離**する。医学観察の状況に基づき、更にその従業員が立ち寄った**事務所、作業場**などの職場および**宿舍**などの生活場所を封鎖し、関係者以外の立ち入りを厳禁する。
- ❑ 専門家の指導のもとで、活動場所や使用物品の消毒を実施する。
- ❑ 濃厚接触者に対しても適切な管理・措置を講じる。

(4) 感染者が発生した場合の対応措置

- ❑ 感染者が発生した企業は、**内部および外部への感染拡大を防止**する対策を取り、感染者の疫学調査（感染者の発生の関連性について、統計的に調査すること）、濃厚接触者の追跡管理、接触エリアの消毒などを強化する。
- ❑ 社内で既に感染拡大が発生した企業は、上記の対応措置に加え、**感染状況の重大性に依りて操業を一時的に停止**し、感染状況が抑制された後に操業再開を検討する。

参考サイト：中国政府網

<お問い合わせ先>

東京海上日動火災保険（中国）有限公司

上海支店

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号恒生銀行大廈37階011室

電話：+86(0)21-6278-6680(代表)

広東支店

広東省広州市天河区天河路208号粵海天河城大廈

(天河城東塔)23階05B、06、07、08单元

電話：+86(0)20-8752-1800(代表)

江蘇支店

江蘇省蘇州市工業園区華池町時代広場24幢

蘇州國際金融センター1801室、1810-1815室

電話：+86(0)512-6296-6770(代表)

北京支店

北京市朝陽区新源南路3号平安國際金融中心A-23階01室

電話：+86(0)10-8444-2567(代表)

浙江支店

浙江省杭州市江乾区錢江新城錢江國際時代広場3-1405号

電話：+86(0)571-8199-8758(代表)